（医療第一部に置く課及び所掌事務）

第二十二条の三　次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	保健第一課	保健及び衛生に関すること。
	保健第二課	防疫及び薬剤に関すること。
	［略］	

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百五十六人以内を置く。

２　［略］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［略］	
西日本成人矯正医療センター	［略］
［略］	

［二・三　略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
札幌刑務所	［略］	
	小樽拘置支所	小樽市
［略］		
神戸刑務所	豊岡拘置支所	豊岡市
［略］		

［二・三　略］

（医療第一部に置く課及び所掌事務）

第二十二条の三　次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	［同上］	

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百四十二人以内を置く。

２　［同上］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［同上］	
大阪医療刑務所	［同上］
［同上］	

［二・三　同上］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
札幌刑務所	［同上］	
	小樽拘置支所	小樽市
［同上］		
神戸刑務所	洲本拘置支所	洲本市
［同上］		
	豊岡拘置支所	豊岡市

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。